



平成21年5月22日

各 位

会 社 名 住友大阪セメント株式会社  
代表者名 取締役社長 渡邊 穰  
(コード番号 5232 東証・大証第1部)  
問合せ先 執行役員総務部長 村松 龍司  
(TEL 03-5211-4505)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第146回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券の発行に関する規定(現行定款第7条)を削除し、単元株式数および単元未満株券の不発行に関する規定(現行定款第8条)、単元未満株式についての権利に関する規定(現行定款第9条)および株主名簿管理人に関する規定(現行定款第11条)について所要の変更を加えるとともに、株券喪失登録簿についての経過措置に関する附則を設けるものであります。
- (2) 株主権行使の手続きが株式に関する取り扱いに含まれることを明確にするために、株式取扱規程に関する規定(現行定款第12条)に所要の変更を加えるものであります。
- (3) その他、規定の繰り上げ等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(予定)

以 上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	定款変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第13条に定める請求をする権利</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取り扱いならびにその手数料については、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第40条 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 第12条に定める請求をする権利</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いならびにその手数料については、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
(新 設)	<p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>